

# 著作権法改正に関するお知らせ

知的財産管理技能検定2級完全マスター

－③著作権法・その他【改訂2版】－

第21回(2015年7月12日)以降の検定試験を受検される場合は、著作権法の一部を改正する法律に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター③著作権法・その他【改訂2版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第21回	平成27(2015)年7月12日(日)	平成27(2015)年1月1日
第22回	平成27(2015)年11月15日(日)	平成27(2015)年5月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

著作権法の一部を改正する法律	
公布	平成26(2014)年5月14日(平成26年法律第35号)
施行日	平成27(2015)年1月1日 ※視聽覚的実演条約についてはその発効日
参考	文化庁ホームページ 平成26年通常国会 著作権法改正について URL : <a href="http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html">http://www.bunka.go.jp/chosakuken/26_houkaisei.html</a>

## ◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報をホームページにて公開しています。

〈アップロードホームページ〉➡〈受検対策〉➡〈読者サポートコーナー〉➡〈法改正情報〉

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

変更内容	確認問題の変更		
該当ページ	58 ページ	該当箇所	問題 I-6
変更前	6. (16) 権者は、著作物を (17) や図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定できる。出版権者は、印刷等により、(17) ・図画として (18) のまま複製する権利を持つ。		
変更後(問題)	6. (16) 権者または (17) 権者は、その著作物について、(18) や図画として出版すること、または電子計算機を用いてその映像面に (18) や図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて (17) を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。出版権者は、原作のまま、印刷等により (18) ・図画として (16) する権利や、電子計算機を用いてその映像面に (18) や図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された電磁的記録として (16) する権利等を持つ。		
変更後(解答)	6. (16複製) 権者または (17公衆送信) 権者は、その著作物について、(18文書) や図画として出版すること、または電子計算機を用いてその映像面に (18文書) や図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて (17公衆送信) を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。出版権者は、原作のまま、印刷等により (18文書) ・図画として (16複製) する権利や、電子計算機を用いてその映像面に (18文書) や図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された電磁的記録として (16複製) する権利等を持つ。		

変更内容	①著作権法 79 条、80 条、83 条 ※下線部分の変更および追加		
該当ページ	56 ページ	該当箇所	3 著作権の活用 (2) 出版権 条文
旧(改正前)	<p>著作権法 79 条 第二十一条に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権者」という。)は、<u>その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者</u>に対し、出版権を設定することができる。</p> <p>2 項 <u>複製権者</u>は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。</p> <p>著作権法 80 条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、<u>頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利</u>を専有する。</p> <p>2 項 出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の<u>出版</u>があつた日から三年を経過したときは、<u>複製権者</u>は、前項の規定にかかわらず、<u>当該著作物を全集その他の編集物(その著作者の著作物のみを編集したものに限る。)</u>に収録して複製することができる。</p>		

	<p>3 項 著作権者は、他人に対し、その著作権の目的である著作物の複製を許諾することが<u>できない</u>。</p> <p>著作権法 83 条 著作権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。</p> <p>2 項 著作権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の<u>出版</u>があつた日から三年を経過した日において消滅する。</p>
<p>新 (改 正 後)</p>	<p>第 79 条 <u>第二十一条又は第二十三条第一項に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権等保有者」という。）は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条第一号において「出版行為」という。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。）を行うこと（次条第二項及び第八十一条第二号において「公衆送信行為」という。）を引き受ける者に対し、著作権を設定することができる。</u></p> <p>2 項 <u>複製権等保有者は、その複製権又は公衆送信権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、著作権を設定することができるものとする。</u></p> <p>第 80 条 著作権者は、設定行為で定めるところにより、その著作権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。</p> <p>一 <u>頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利（原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）</u></p> <p>二 <u>原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利</u></p> <p>2 項 著作権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、著作権の設定後最初の出版行為又は公衆送信行為（<u>第八十三条第二項及び第八十四条第三項において「出版行為等」という。</u>）があつた日から三年を経過したときは、複製権等保有者は、前項の規定にかかわらず、<u>当該著作物について、全集その他の編集物（その著作者の著作物のみを編集したものに限る。）に収録して複製し、又は公衆送信を行うことができる。</u></p> <p>3 項 著作権者は、<u>複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その著作権の目的である著作物の複製又は公衆送信を許諾することができる。</u></p> <p>第 83 条 著作権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。</p> <p>2 項 著作権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の<u>出版行為等</u>があつた日から三年を経過した日において消滅する。</p>

変更内容	本文の変更 ※下線部分の追加		
該当ページ	56 ページ	該当箇所	3 著作権の活用 (2) 出版権 本文
変更前	<p>複製権者は、著作物を文書または図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定できます(著 79 条)。出版権者は、設定行為で定める範囲内で、頒布の目的をもって、著作物を原作のまま、印刷その他の機械的または化学的方法により、文書または図画として複製する権利を専有します(著 80 条)。「専有する」とあるので、出版権を設定してしまうと、その範囲については複製権者といえども複製できなくなるので、注意が必要です。</p> <p>なお、出版権は特約しない限り、最初の出版があった日から 3 年で消滅します(著 83 条 2 項)。</p>		
変更後	<p>複製権または公衆送信権を有する者(複製権等保有者)は、その著作物について「出版行為」または「公衆送信行為」を引き受ける者に対し、出版権を設定することができます(著 79 条)。</p> <p>「出版行為」として、これまでは紙媒体による出版(著作物を文書または図画として出版すること)のみを対象としていました。しかし、近年の電子書籍の普及に対応するため、平成 26 年法改正により、CD-ROM 等による出版(電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布すること)も対象に含まれることとなりました。</p> <p>更に、電子書籍が増加する一方でインターネット上での出版物の違法流通が広がっていることに対応するため、平成 26 年法改正により、インターネット送信による電子出版等「公衆送信行為」(電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信(放送または有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む)を行うこと)についても出版権の対象として新たに規定されました。</p> <p>出版権の設定を受けた者(出版権者)は、設定行為で定める範囲内で、その出版権の目的である著作物について、①紙媒体による出版についての複製権(頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的または化学的方法により文書または図画として複製する権利)、②CD-ROM 等による出版についての複製権(頒布の目的をもって、原作のまま電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利)、③インターネット送信による電子出版についての公衆送信権(原作のまま電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利)、の全部または一部を専有します(著 80 条 1 項)。「専有する」とあるので、出版権を設定してしまうと、その範囲については複製権等保有者といえども複製することや公衆送信を行うことができなくなるので、注意が必要です。</p> <p>また、出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製または公衆送信を許諾することができます(著 80 条 3 項)。</p> <p>なお、出版権は特約しない限り、最初の出版行為等があった日から 3 年で消滅します(著 83 条 2 項)。</p>		